

## さんあい薬局 ケアプランセンター

### 重要事項説明書

#### 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0594-84-6011 (月曜日～水曜日 9:00～18:30)  
(木曜日 9:00～13:00)  
(金曜日 14:30～18:30)

担当 介護支援専門員 小川 隆央

管理者 小川 隆央

ご不明な点は、何でもおたずねください。

#### 2. 居宅介護支援事業所の概要

##### (1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	さんあい薬局 ケアプランセンター
所在地	三重県桑名市寿町三丁目25番地
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (三重県 第2470102282号)
サービスを提供する実施地域	桑名市・四日市市・いなべ市・員弁郡東員町

##### (2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 1名 (管理者兼務)

##### (3) 営業時間

月曜日～水曜日 9:00から18:30まで

木曜日 9:00から13:00まで

金曜日 14:30から18:30まで

※上記以外についても対応可能

(土日祝、及び12月31日から1月3日を除く)

#### 3. 運営の方針

利用者が自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき、適切なサービスが提供されるよう、公正・中立な居宅介護支援を行います。その際、利用者およびその家族は居宅サービス計画に位置付けるサービス事業者について、複数の事業者の紹介を求めることや、当該事業者を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能です。

#### 4. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的なながれ」参照

#### 5. 利用料金

##### (1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない

くなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じた法定金額（付属別紙3）を利用者よりお支払いいただきます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いつさい料金はかかりません。

## 6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

さんあい薬局 ケアプランセンター 0594-84-6011

担当：小川 隆央

さんあい薬局株式会社 本社 0594-84-7611

担当：本社職員

(2) その他の窓口

当事業所以外に市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

三重県国民健康保険団体連合会 保健介護保険課 059-222-4165

桑名市：保健福祉部 介護高齢課 介護予防支援室 0594-24-1489

四日市市：健康福祉部 介護保険課 管理・保険料係 059-354-8190

いなべ市：福祉部 介護保険課 0594-86-7820

員弁郡東員町：長寿福祉課 0594-86-2823

## 7. 秘密保持

(1) 事業者、介護支援専門員および事業者の使用者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

(2) 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議等において、情報を共有するために個人情報を用いる場合は、その利用目的を明記した文書によりあらかじめ同意を得ます。

## 8. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、サービス提供事業者等に連絡し、必要な措置を講じ事故の状況および事故に対して採った処置を記録します。

## 9. 業務継続計画の作成に関する事項

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るた

めの計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

#### 10. 衛生管理等

事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。感染症が発生し、又はまん延しないように、対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業員への周知徹底を図ります。また、指針の整備、研修及び訓練を定期的に実施します。

#### 11. 高齢者虐待防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業員への周知徹底を図ります。また、定期的な研修の実施や担当者を配置します。

#### 12. 身体拘束の禁止

事業者は、サービスを提供するにあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。事業者は身体的拘束等の適正化のため対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員への周知徹底を図ります。また、指針を整備し、定期的な研修を実施します。

(以下余白)

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対し本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

年      月      日

事業者 所在地 三重県桑名市寿町三丁目25番地  
名 称 さんあい薬局 ケアプランセンター  
管理者 小川 隆央

説明者 介護支援専門員 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

家 族 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(続柄： )

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

## (付属別紙1)

### 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果ができるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

#### 1. 提供する居宅介護支援について

- 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

#### 2. 要介護認定後の契約の継続について

- 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

#### 3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

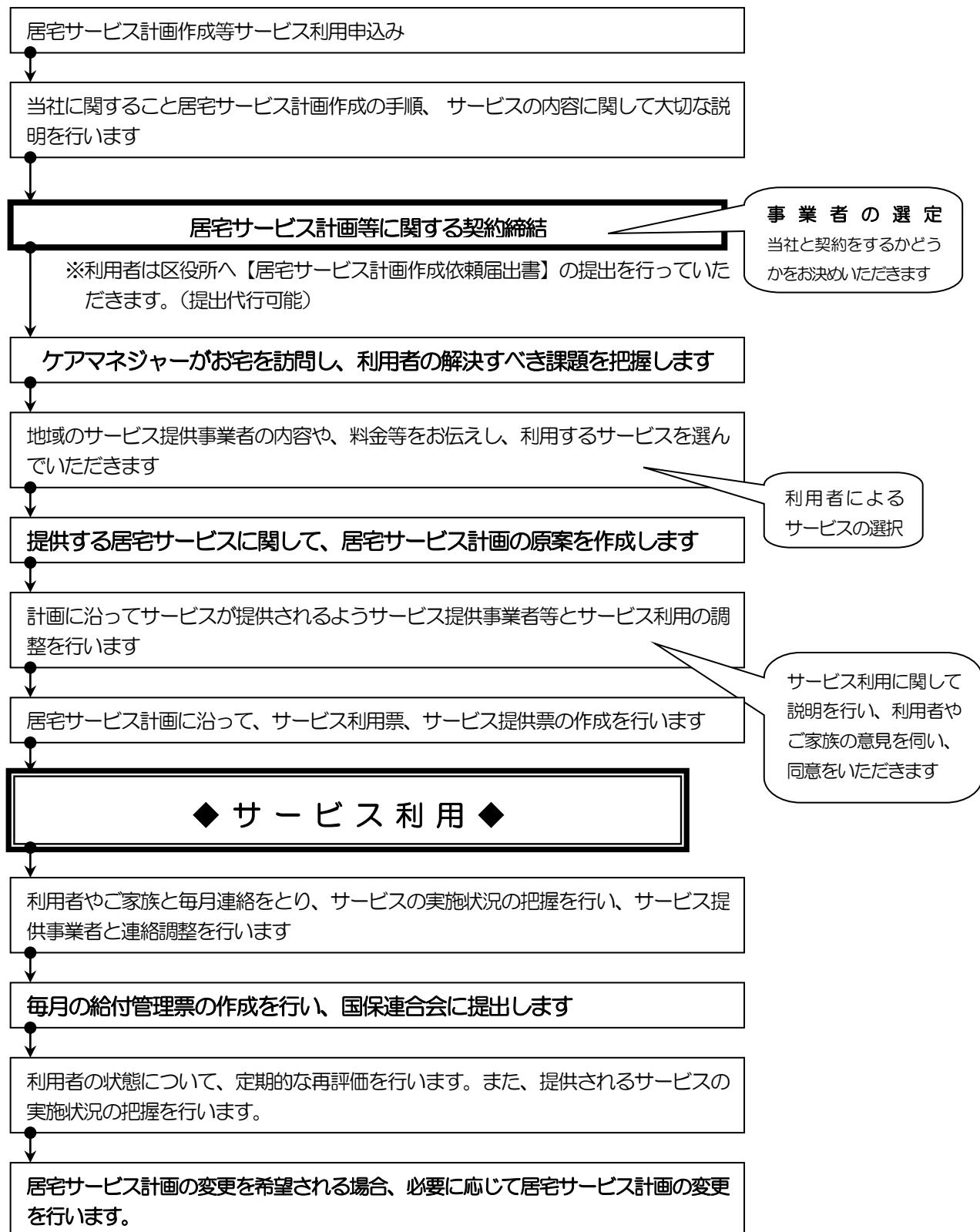
要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合、居宅介護支援における利用料はいただきません。

#### 4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

サービス提供の標準的な流れ



さんあい薬局 ケアプランセンター  
居宅介護支援費 料金表（要介護1～要介護5）

令和6年4月より

居宅介護支援費 I (i)

要介護度	料金	
要介護1・2	11,316円(1086単位)	
要介護3・4・5	14,702円(1411単位)	担当する介護支援専門員の取扱件数が45未満の場合又は45以上の場合において45未満の部分について算定

居宅介護支援費 I (ii)

要介護度	料金	
要介護1・2	5,668円(544単位)	担当する介護支援専門員の取扱件数が45以上の場合において、45以上60未満の部分について算定
要介護3・4・5	7,335円(704単位)	※契約の古いものから割り当てる

居宅介護支援費 I (iii)

要介護度	料金	
要介護1・2	3,396円(326単位)	担当する介護支援専門員の取扱件数が60以上の場合において、60以上の部分について算定
要介護3・4・5	4,397円(422単位)	※契約の古いものから割り当てる

居宅介護支援費 II (i)

※ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている場合

要介護度	料金	
要介護1・2	11,316円(1086単位)	担当する介護支援専門員の取扱件数が50未満の場合又は50以上の場合において50未満の部分について算定
要介護3・4・5	14,702円(1411単位)	

居宅介護支援費 II (ii)

要介護度	料金	
要介護1・2	5,491円(527単位)	担当する介護支援専門員の取扱件数が50以上である場合において、50以上60未満の部分について算定
要介護3・4・5	7,116円(683単位)	※契約の古いものから割り当てる

居宅介護支援費 II (iii)

要介護度	料金	
要介護1・2	3,292円(316単位)	担当する介護支援専門員の取扱件数が60以上である場合において、60以上の部分について算定
要介護3・4・5	4,272円(410単位)	※契約の古いものから割り当てる

**初回加算【新規ご利用の場合に算定】**

項目	料金	
初回加算	3,126 円 (300 単位)	新規に計画を作成する場合や要介護認定が 2 区分以上変更された場合

**加算サービス【対象となられた場合に算定】**

項目	料金	
入院時情報連携加算 (I)	2,605 円 (250 単位)	入院した日のうちに情報提供 ※1 月に 1 回を限度
入院時情報連携加算 (II)	2,084 円 (200 単位)	入院した日の翌日又は翌々日に情報提供 ※1 月に 1 回を限度
退院・退所加算 (I) イ	4,689 円 (450 単位)	入院・入所中に退院・退所に向けて病院等と連携を行い必要なサービス調整を行った場合
退院・退所加算 (I) ロ	6,252 円 (600 単位)	※入院または入所期間中 1 回を限度
退院・退所加算 (II) イ	6,252 円 (600 単位)	
退院・退所加算 (II) ロ	7,815 円 (750 単位)	
退院・退所加算 (III)	9,378 円 (900 単位)	
通院時情報連携加算	521 円 (50 単位)	病院又は診療所で医師又は歯科医師の診察を受ける時に同席し、医師又は歯科医師等に対して情報提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合 ※1 月に 1 回を限度
ターミナルケアマネジメント加算	4,168 円 (400 単位)	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅の訪問等を行った場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,084 円 (200 単位)	医師の求めにより、利用者宅を訪問しカンファレンスを行った場合 ※1 月に 2 回を限度

要介護認定を受けられた方の居宅介護支援費のお支払いは、原則介護保険から全額給付されるため自己負担はありません。但し、介護保険料の滞納などにより法定代理受領ができなくなった場合につきましては、1 月につき要介護度等に応じた上記の料金をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと全額払戻を受けることができます。

なお、上記の利用料等は厚生労働省告示に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。